

第Ⅱ部 委員会を取り巻く状況

第1章 電気通信事業及び電気通信政策の動向

委員会は、委員会を取り巻く環境の変化に適切に対応していかなければならない。ここでは、平成20年度における電気通信事業や電気通信政策の動向について、概観する。

1 電気通信事業の現況

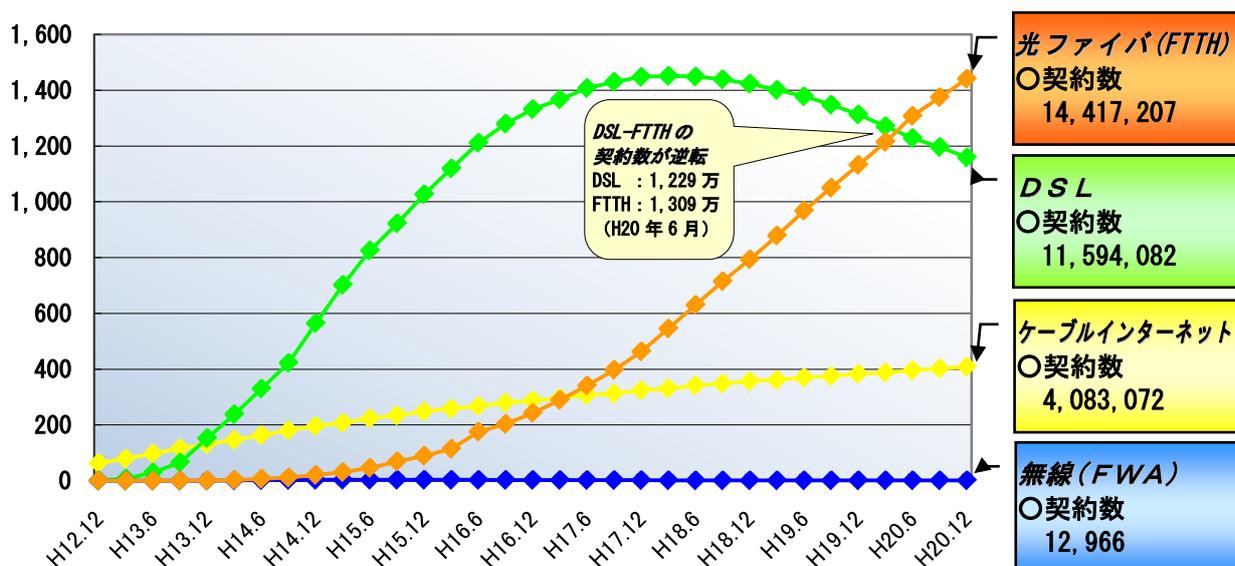
(1) 電気通信サービスや新規参入事業者の状況

平成20年度において、近年のブロードバンド化・IP化、モバイル化の傾向はさらに進展した。また、NGNサービスの開始、無線ブロードバンド事業者やMVNOの新規参入などがあった。

ア ブロードバンド化・IP化の進展

ブロードバンドサービス契約数（FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス及びFWAアクセスサービスの契約数の合計）は、平成20年12月末には3,000万を超え、対前年同期比で6.4%増加している。サービス別ではFTTHアクセスサービス契約数の増加が顕著であり、平成20年6月には、初めてDSLアクセスサービス契約数を上回った。ただし、増加率はやや減少傾向にある。

ブロードバンド契約数の推移（平成20年12月末現在、単位：万契約）



注：平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

【出典：総務省作成資料より作成】

また、IP電話の利用番号数は、平成20年12月末には1,959万件に達し、対前年同期比で17%増加している。このうち、0AB～J-I P電話は対前年同期比で52%増加の1,033万件となり、050-I P電話利用番号数925万件を上まわっている。

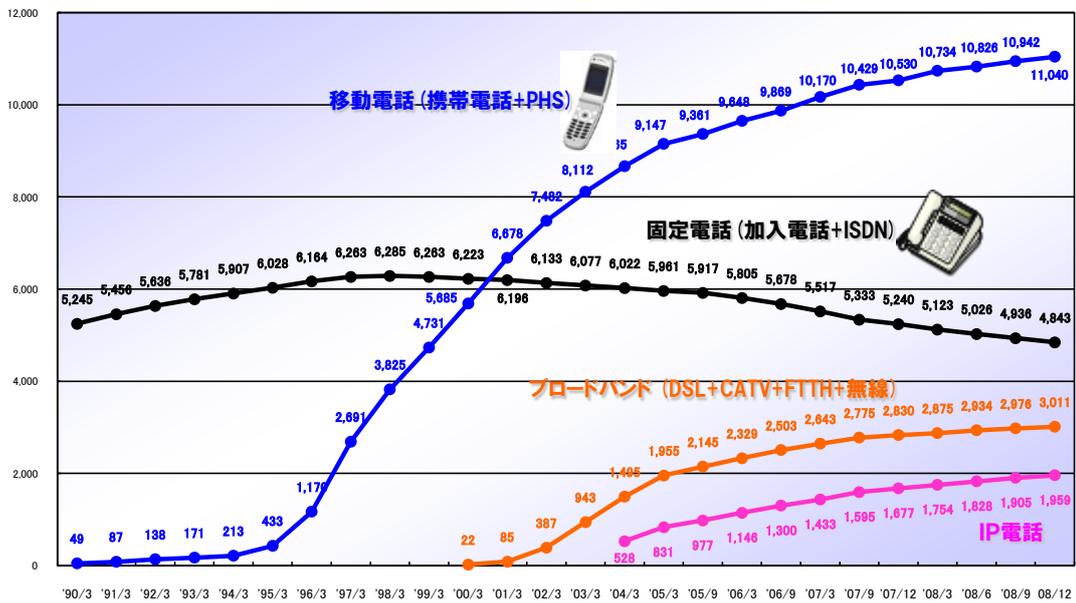
他方で、固定電話（加入電話及びISDN）の契約数は、平成20年12月末で4,843万であり、対前年同期比で8%減少している。

イ モバイル化の進展

固定電話の契約数が減少傾向にある一方、平成20年12月末には移動体通信（携帯電話及びPHS）の契約数は1億1,040万となり、固定電話の契約数の約2.3倍の規模となっている。

携帯電話においては、高速データ通信が可能な第3世代携帯電話（3G）の契約数が増加し、携帯電話契約数に占める3Gの割合は91%¹（平成20年12月末）となっている。また、携帯電話の定額制サービス²の契約数も増加が続いており、携帯電話契約数全体の31%（平成19年9月末）が利用するに至り、携帯電話利用の高度化が進んでいる。

各種サービス加入契約数の推移（平成20年12月末現在、単位：万契約）



注：平成16年6月末分より電気通信事業者報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

【出典：総務省作成資料より作成】

¹ (社)電気通信事業者協会のホームページに掲載されているデータから算出した。

² ここではブラウザフォン（「i-mode」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」）を対象とするものに限っている。

ウ NGNサービスの開始

平成20年3月、東京・大阪等一部エリアでNTT東西のNGNサービスが開始された。新サービスとして、高品質のひかり電話、標準テレビ品質のテレビ電話、帯域確保されたコンテンツ配信向けサービス、県間イーサネットサービスが提供された。NTT東西では、平成22年度までに現行Bフレッツサービスエリア全域までNGNのエリアを拡大し、平成24年度を目途に既存IP網からNGNへのマイグレーションを完了させることを計画している。

エ 無線ブロードバンド事業者・MVNOの参入

(7) 無線ブロードバンド事業者の参入

① モバイルWiMAX及びXGP（次世代PHS）

2.5GHz帯を利用する新たな無線ブロードバンドサービスとして、UQコミュニケーションズ株式会社がモバイルWiMAXを用いて、平成21年2月から東京23区、横浜市及び川崎市においてサービスを開始しており、同年7月には東名阪にエリアを拡大する予定である。

また、株式会社ウィルコムは、XGP（次世代PHS）を用いて、平成21年4月にエリア限定サービスを、平成21年秋頃に本格サービスを開始する予定である。

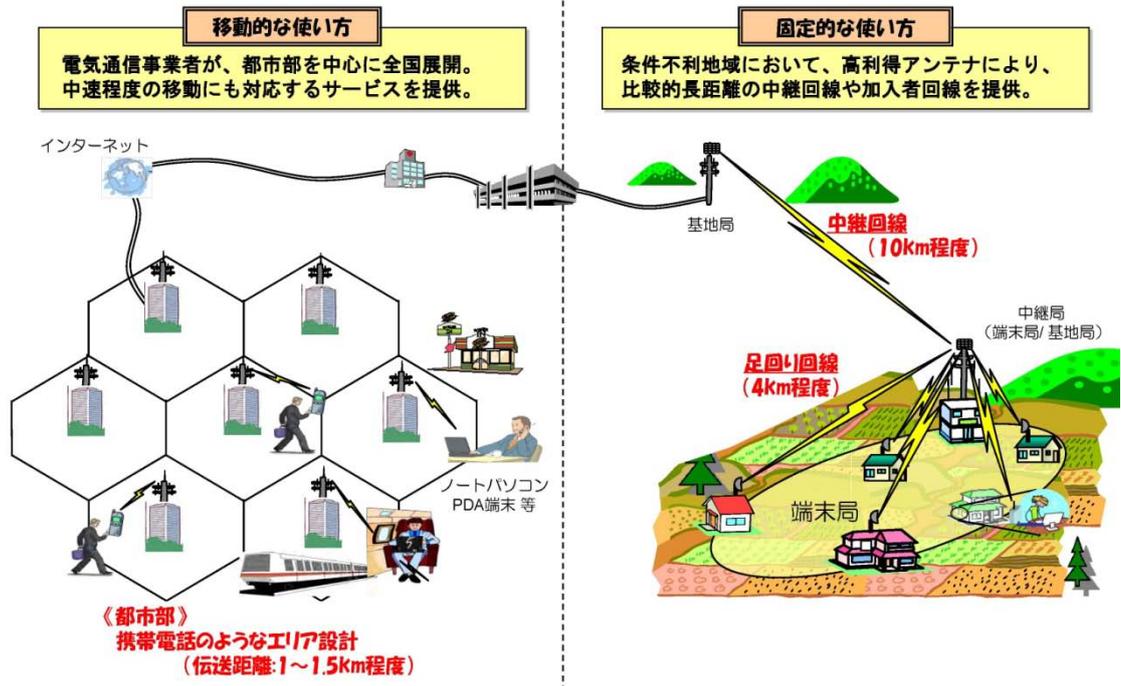
2.5GHz帯を利用する新たな無線ブロードバンドサービス

	モバイルWiMAX	XGP（次世代PHS）
提供事業者	UQコミュニケーションズ	ウィルコム
開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年2月26日から東京23区、川崎、横浜市の一部で開始 平成24年度末までに人口カバー率9割超 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月から山手線の内側で開始 平成24年度末までに人口カバー率9割超
データ受信速度	<ul style="list-style-type: none"> 最大毎秒40Mbps 	<ul style="list-style-type: none"> 最大毎秒20Mbps

② 地域WiMAX

デジタルディバイドの解消や地域の公共サービスの向上等に寄与することが期待されている地域WiMAXについては、平成21年1月末現在で約40社（主にCATVインターネット事業者）が無線局免許（予備免許含む）を取得しており、平成21年4月から順次商用サービスが開始されている。

広帯域移動無線（2.5GHz帯）アクセスシステムの事業イメージ（例）



【出典：第3回(08.10.23)モバイルビジネス活性化プラン評価会議資料】

(イ) MVNOの参入

平成19年度後半以降、携帯事業者から回線の提供を受けてサービスを提供するMVNO事業への参入が相次いだ。MVNOのサービス形態としては、高速データ通信サービスが主だが、位置情報把握サービスや3G音声サービス等も提供されている。

また、モバイルWiMAXを利用したMVNOも現れ始めている。

MVNOの参入事例

MNO	MVNO	サービス概要(事業開始時期)
NTT ドコモ	象印マホービン	ポットに無線通信機を内蔵、その情報を携帯電話やPCから確認可能
	日本通信	3.5G 高速データ通信。150 時間分の通話料を含んだ価格でデータ通信端末を販売(08 年 8 月)
	ノキア (ヴァーチュ)	携帯電話サービス(09 年 5 月 予定)
KDDI (au)	セコム	基地局情報+GPS 機能を活用して迷子やお年寄り、車両の位置情報を把握
	トヨタ	事故や急病時に車両の位置情報を発信等
	京セラコミュニケーションズ	専用カードによるデータ通信
ソフトバンク モバイル	ウォルトディズニー	ディズニーブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス(08 年 3 月)
イーモバイル	IIJ	法人向け 3.5G 高速データ通信(08 年 3 月)
	ケイ・オプティコム	3.5G 高速データ通信(08 年 9 月)
	ソフトバンクモバイル	3G データ通信(09 年 3 月 予定)
ウィルコム	日本通信、ニフティ等	専用 PHS カード等によるデータ通信
	GSC	監視カメラや玩具、センサーに組み込んでデータ収集、遠隔操作
	ユビキタス、加藤電機	子供の位置情報把握
UQ コミュニケーションズ	ニフティ	モバイル WiMAX 高速データ通信 (09 年 2 月)

【出典：第3回(08.10.23)モバイルビジネス活性化プラン評価会議資料をもとに作成】

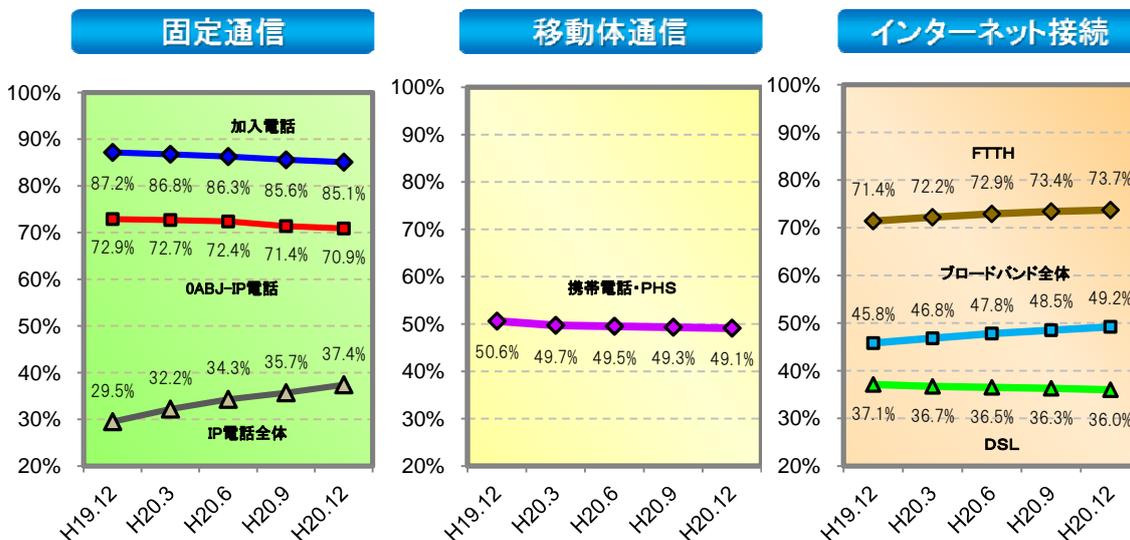
(2) 競争の状況

平成20年12月末におけるNTT東西及びNTTドコモの市場シェアをみると、加入電話の契約数（NTT加入電話、直収電話、0AB～J-IP電話、CATV電話の合計）でNTT東西が85.1%、0AB～J-IP電話の利用番号数でNTT東西が70.9%、FTTHの契約数でNTT東西が73.7%と、高いシェアを占めている。

また、携帯電話・PHSの契約数でNTTドコモが49.1%、ブロードバンド全体（FTTH、DSL、CATVインターネットの合計）でNTT東西が49.2%と、5割程度の市場シェアを占めている。

最近の傾向としては、FTTH及びIP電話全体で、NTT東西のシェアが着実に増加していることが注目される。

NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移



注)・OABJ-IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア
 ・ブロードバンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。

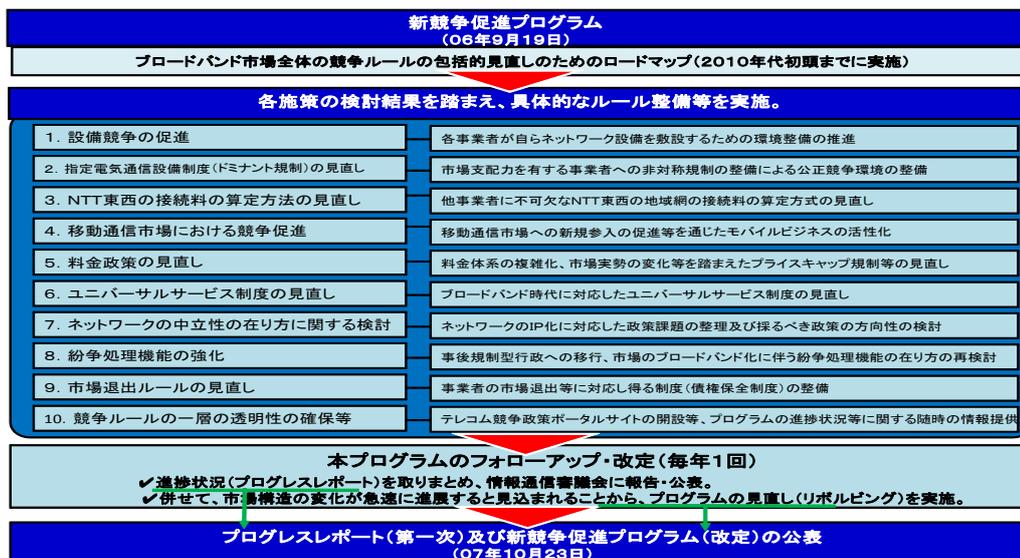
【出典：総務省作成資料より作成】

2 電気通信政策の動向

(1) 競争政策の全体像

電気通信事業の競争政策は、2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップとして平成18年9月に策定された「新競争促進プログラム2010」に基づき展開されている（平成19年10月に改定）。

新競争促進プログラム2010の改定

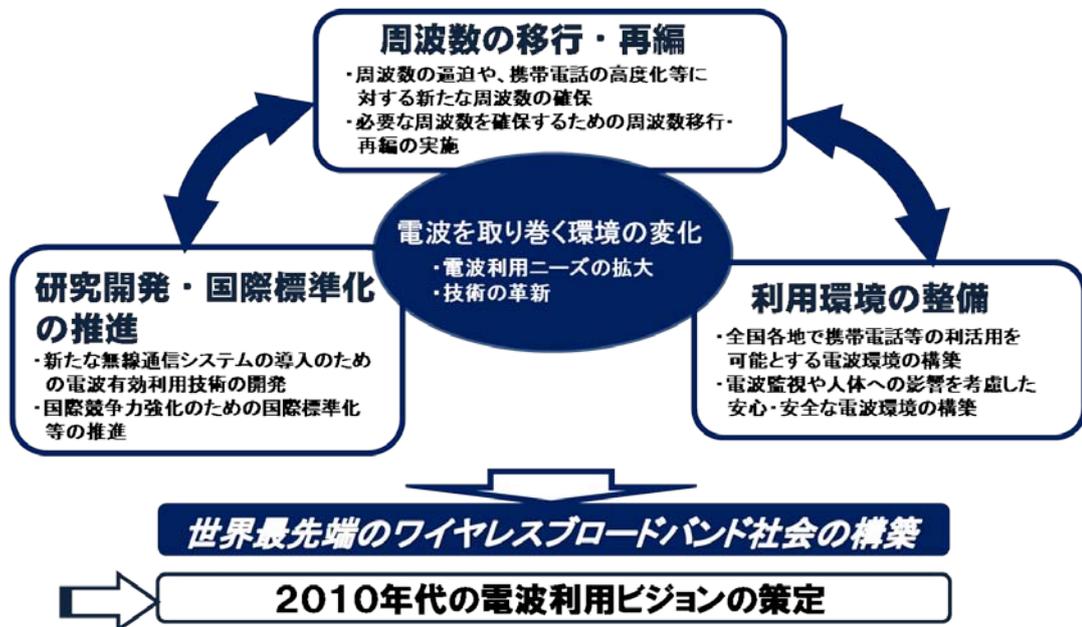


【出典：第87回(20.2.25)電気通信事業紛争処理委員会資料】

(2) 電波政策の全体像

平成15年7月の情報通信審議会答申において示された「電波政策ビジョン」を基に、電波の利用状況調査・評価制度の導入や周波数再編アクションプランの策定など、世界最先端のワイヤレスブロードバンド社会の実現に向け、電波利用の一層の高度化のための取組が実施されている。

また、「2010年代の電波政策ビジョン」策定に向け、平成20年10月から「電波政策懇談会」が開催されており、我が国における2010年代の電波利用の将来像とそれらを実現するための課題を明らかにするとともに、電波有効利用方策について検討している。同懇談会では、平成21年6月に報告書を取りまとめる予定である。



【出典：総務省作成資料】

(3) 平成20年度における主な政策展開

次に、平成20年度における競争政策及び電波政策の個別政策の中から、委員会に特に関係の深いものを取り上げる。

ア NTT東西のNGNの接続ルールの整備及び接続料の設定

(ア) NGNに係る接続ルールの整備

NGNは接続約款の認可、接続会計の整理などの接続ルールが適用さ

れる第一種指定電気通信設備として指定された。また、いずれNGNにマイグレーションされるひかり電話網についても検討が行われ、第一種指定電気通信設備に指定された。

また、アンバンドル機能として、「一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能」「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」「関門交換機接続ルーティング伝送機能」「イーサネットフレーム伝送機能」が追加された。

第一種指定電気通信設備の指定対象の追加に関する考え方

指定設備	情報通信審議会答申
	「次世代ネットワークに関する接続ルールの在り方について」(H20.3)
「NGN」	NGNは、 <u>ポトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備</u> であり、 <u>当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠</u> であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠であること
「ひかり電話網」	ひかり電話網については、OAB～JIP電話市場において <u>NTT東西が75%を超えるシェアを占める状況</u> にあることや現在相対で決定されている接続料についてコストに適正利潤を加えた <u>事業者間均一の接続料設定を求める意見が示されている状況</u> にあること

追加された第一種指定電気通信設備の指定対象及びアンバンドル機能一覧

第一種指定電気通信設備への指定対象	アンバンドル機能											
<table border="1"> <tr> <td>>NGN</td> <td rowspan="4">新たに指定</td> </tr> <tr> <td>フレッツサービスに係る機能</td> </tr> <tr> <td>中継局接続に係る機能</td> </tr> <tr> <td>I P電話サービスに係る機能</td> </tr> <tr> <td>イーサネットサービスに係る機能</td> <td>新たに指定</td> </tr> </table>	>NGN	新たに指定	フレッツサービスに係る機能	中継局接続に係る機能	I P電話サービスに係る機能	イーサネットサービスに係る機能	新たに指定	<table border="1"> <tr> <td>「一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能」追加</td> </tr> <tr> <td>「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加</td> </tr> <tr> <td>「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加</td> </tr> <tr> <td>「イーサネットフレーム伝送機能」追加</td> </tr> </table>	「一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能」追加	「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加	「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加	「イーサネットフレーム伝送機能」追加
>NGN	新たに指定											
フレッツサービスに係る機能												
中継局接続に係る機能												
I P電話サービスに係る機能												
イーサネットサービスに係る機能	新たに指定											
「一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能」追加												
「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加												
「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加												
「イーサネットフレーム伝送機能」追加												
>地域 I P 網	<table border="1"> <tr> <td>指定 (平成13年3月から)</td> <td> 「特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能」(平成13年3月から指定) 「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加 </td> </tr> </table>	指定 (平成13年3月から)	「特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能」(平成13年3月から指定) 「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加									
指定 (平成13年3月から)	「特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能」(平成13年3月から指定) 「特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能」追加											
>ひかり電話網	<table border="1"> <tr> <td>新たに指定</td> <td>「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加</td> </tr> </table>	新たに指定	「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加									
新たに指定	「関門交換機接続ルーティング伝送機能」追加											

※帯域制御機能等については、現段階でアンバンドルは行われていない。

(4) NGNに係る接続料

NGNに係る平成21年度接続料³について、将来原価方式を用いて次のとおり、設定された。NGNは、既存ネットワークとは異なり、使用帯域に大きな差のある映像系・音声系サービス、QoSの有無や程度に差のあるサービスなど、性質・品質の異なる多様なサービスが統合的に提供されるネットワークであることから、算定に当たっては「一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能」「関門交換機接続ルーティング伝送機能」「一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能」で共有される中継ルータと伝送路のコストをそれぞれの機能に配賦するために、ポート容量比の採用、QoSの加味、帯域換算等、従来にはない新たな手法が用いられた。

平成21年度NGN接続料

	一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 (装置・月)	関門交換機接続ルーティング伝送機能 (3分)	一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 (10Gポート・月)
NTT 東日本	169万2,927円	5.69円	637.5万円
NTT 西日本	248万185円	6.29円	525万円

イ 移動通信事業の競争促進及び高度化**(7) MVNOの新規参入の促進****① MVNO事業化ガイドラインの再見直し**

平成20年5月に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」が改定され、日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る平成19年11月の裁定を反映するとともに（第Ⅲ部第1章、P47参照）、MNOがMVNOから聴取する事業計画の範囲の明確化（一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般

³ NGNの接続料算定には、コストドライバの検討に一定期間が必要であることから、イーサネット接続機能以外の機能については平成20年度まで、また、システム改修が必要なイーサネット接続機能については平成21年度までは、事業者間均一接続料の適用を猶予することとされている。

的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示)等が行われた。

② MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定等の要請

平成20年5月、総務省は携帯電話等各社に対し、MVNOが新規参入を行うに際しての予見可能性を高めるため、卸電気通信役務に関する標準プランの情報開示及びMVNOに対する一元的な窓口(コンタクトポイント)の公表を要請した。これに受け、携帯電話等各社は同プランの策定及び窓口の設置を行っている。

③ モバイルWiMAXやXGP(次世代PHS)を用いたMVNOの参入確保

2.5GHz帯を用いたモバイルWiMAXやXGP(次世代PHS)において、開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有することが特定基地局の開設計画認定の要件の1つとされ、また、当該計画に記載した内容を着実に履行することが電気通信事業法に基づく登録の条件とされた。

(4) フェムトセル基地局に関する制度整備

免許人の立入りが容易でない高層ビル、マンション、住宅内や地下街等の携帯電話の不感エリアの解消のために開発されたフェムトセル基地局等に関して、ビル管理者や利用者といった免許人以外の者が簡易な操作による運用(移設、復旧等)を行えるよう電波法が改正された(平成20年10月施行)。また、平成20年12月には「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」が策定され、携帯電話事業者とフェムトセル基地局の運用者との責任関係等が明確化された。

フェムトセル基地局の例

(参考)フェムトセル方式の超小型基地局

例:		出力	20mW
		ユーザ数	4
		大きさ	135×184×40mm
		重量	約0.6kg
		出力	20mW
		ユーザ数	4
		大きさ	135×187×53.5mm
		重量	約0.3kg

【出典：総務省作成資料より作成】

(ウ) 3. 9世代移動通信システム（3. 9G）等の導入

現行の第3世代移動通信システムを高度化した3. 9世代移動通信システム等について、平成22年頃の商用化を目指し、平成21年4月に技術基準及び割当方針が策定された。

具体的には、3. 9世代移動通信システム（LTE及びUMB）と3. 5世代移動通信システムの高度化システム（HSPA Evolution及びDC-HSDPA）の技術基準が策定された。

また、①1. 5GHz帯及び1. 7GHz帯について、新規参入希望者・既存事業者を問わず、最大4者に対して、10MHz又は15MHzを割り当てる、②認定の日から5年以内に、割当周波数帯において、各総合通信局の管区管内の3. 9世代移動通信システム等のカバー率が50%以上になる計画を有することを要件とする、③様々な3. 9世代移動通信システムの導入シナリオに柔軟に対応可能とするため、第3世代、3. 5世代移動通信システムの仕様も認める、こととする割当方針が策定された。平成21年夏頃には事業者が決定される予定である。

2GHz帯TDD方式移動通信システムについても、新たに5つの通信方式を導入可能とし、新規参入希望者・既存事業者を問わず最大1者に対して15MHzを割り当てることとしている。

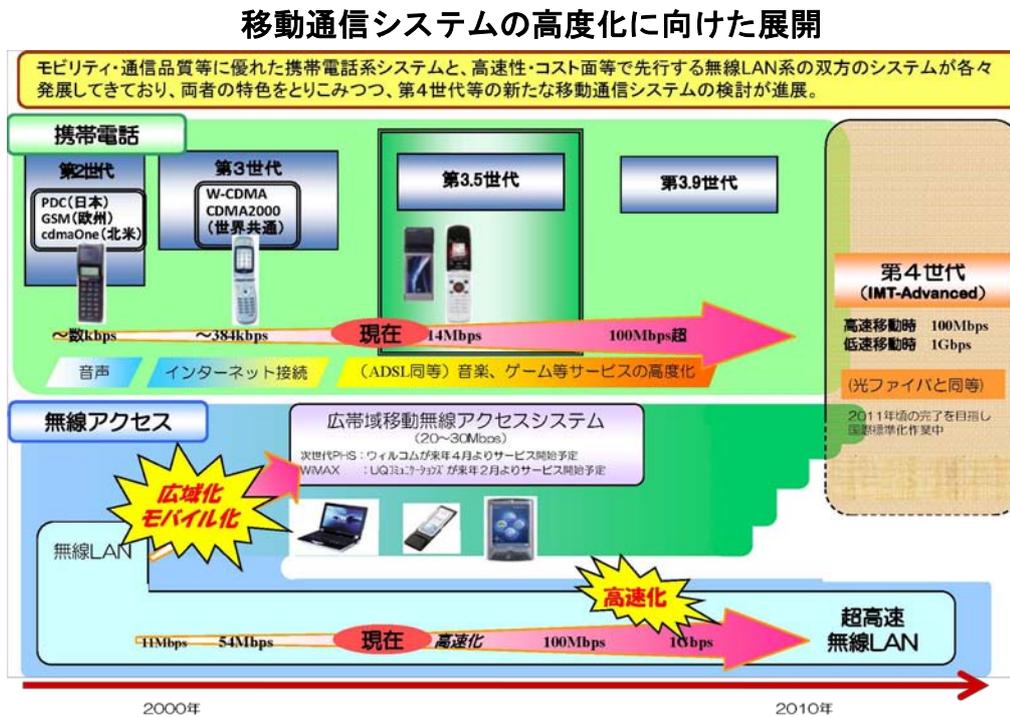
3. 9世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り：100Mbps以上 上り：50Mbps以上
周波数利用効率	3. 5世代（HSPA Release 6）の3倍以上（下り）、2倍以上（上り）
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーションサービスへの対応が可能なオールIPネットワーク
将来システムへの展開	将来の第4世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行3. 5世代よりも低遅延伝送を実現
グローバル性	3GPPs等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム

【出典：総務省作成資料より作成】

(E) 第4世代移動通信システムの導入

高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbpsを実現する第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）は、平成23年（2011年）頃を目指してITU（国際電気通信連合）において標準化作業が進められている。国内でも、第4世代移動通信システムについて、平成23年頃の実現を目指して、産学官の連携の下、研究開発及び国際標準化に向けた取組が行われている。



【出典：第1回(08.10.9)電波政策懇談会資料より作成】

ウ その他の競争政策

(ア) コロケーションルールの見直し

平成19年11月に、NTT東西の接続約款が改定され、①中継ダークファイバ・局舎スペースの過剰保留を抑制する仕組み（接続申込の承諾が行われてから接続開始までの無料保留期間の廃止等）、②中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替手段等に関する情報の提供を行う手続、③電柱におけるコロケーション手続（装置を電柱に設置するために必要な情報の提供・電柱添架手続等）等の整備が行われた。

また、NTT東西に対し、上記①～③等の運用状況や改めて検討が必

要な事項について総務省に定期的に報告するよう要請が行われた。平成20年8月に、これらの報告検証をとりまとめるとともに、NTT東西に対し引き続き接続事業者との協議状況等を報告するよう求めた。

NTT東西に対し報告を求めた事項と検証結果

NTT東西に報告を求めた事項 (H19.4及びH19.10)	検証結果 (H20.8)
① 中継ダークファイバの扱い (WDM装置の設置義務化)	少なくとも現時点でWDM装置の設置義務化が必要であると判断することは適当ではない。ただし、事業者間でWDM装置の設置を含めて他の代替手段に関する協議を行うことが適当。
② 電柱におけるコロケーションルールの扱い 1)コロケーション手続に関するシステム化	電柱管理に係る情報のシステム化について、接続事業者による電柱添架に係る実需要や費用対効果を踏まえつつ、できる限り接続事業者の具体的な要望を反映するように取り組むことが必要である。
2)NTT東西の電気通信設備との一東化	少なくとも現時点でNTT東西の電気通信設備との一東化の検討が必要であると判断することは適当ではない。
3)接続事業者のVDSL装置に対するNTT東西のメタルPOIケーブルの延伸	総務省においては、当該協議状況を引き続き注視することとする。
4)電柱使用料の原価に算入すべき電柱改修費用	引き続きNTT東西に対して報告を求めることとする。
③ 屋内配線工事のルール化の扱い	NTT東西が合理的な条件で屋内配線工事を実施する限りは、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うためにルール化が必要な事項とまでは認められない。
④ 回線名義人情報の扱い 1)名義人即時回答システムのロジックの見直し	システム改修が完了次第、その内容について総務省への報告を求めるとともに、その運用状況について注視することとする。
2)電話重畳型のDSLサービスに係るDSLサービスの利用者等からの申込み	総務省においては、まずは当該協議状況を注視することとする
⑤ コロケーションリソース等の保留を要する申込手続	07年10月の接続約款の変更において無料保留期間を廃止した措置の見直しが必要となる特段の事情は現時点で認められない。

(イ) 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について 情報通信審議会へ諮問

電気通信市場における、携帯電話やFTTHの比重の増加や通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の発展などの環境の変化を踏まえ、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」について、平成21年2月24日に情報通信審議会に諮問された。

情報通信審議会では、第二種指定電気通信設備の検証（接続料原価算定の考え方を含む）、中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化（第Ⅱ部第3章、P45参照）など、次の項目について検討し、平成21年9月頃に答申を行う予定である。

接続ルールの在り方に関する検討項目概要

■モバイル市場では、携帯電話契約が1億件を突破し、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、固定ブロードバンド市場では、08年度第一四半期に、FTTHとDSLの契約数が逆転し、FTTHが名実ともに主役の地位に躍り出ている。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する形態の事業展開も活発化し、これらは、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待されている。
 ■本件は、このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うものである。

<p>I. モバイル市場の公正競争環境の整備</p> <p>1. 第二種指定電気通信設備制度の検証 (1) 規制根拠・規制内容の検証 (2) 標準的接続箇所やアンバンドルの考え方 (3) 接続料原価算定の考え方(適正な原価等) (4) 接続料算定と規制会計の関係</p> <p>2. ネットワークインフラの利活用 (1) 鉄塔等の設備共用ルールについて (2) ローミングの制度化について</p> 	<p>II. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備</p> <p>1. FTTHサービス (1) FTTHサービスの屋内配線 (2) ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)</p> <p>2. DSLサービス (1) 電話重量型DSLサービスの事業者名申込み (2) 回線名義人情報の扱い(洗い替え)</p> <p>3. ネットワークインフラの利活用 (1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置 (2) 中継ダークファイバに係る経路情報の開示</p> 
<p>III. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備</p> <p>1. 通信プラットフォーム機能のオープン化 (1) 移動網の通信プラットフォーム機能 (2) 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能</p> <p>2. 紛争処理機能の強化等 (1) 電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化 (電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事案の扱い) (2) 当該者に関し電気通信事業法上検討すべき課題</p> 	<p>IV. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>1. 接続料算定上の課題 (1) 逆ざや問題 (2) ビル&キープ方式</p> <p>2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 (1) 今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点 (2) 現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項</p>

【出典：「電気通信市場環境の変化に対応した接続ルールの在り方について」情報通信審議会諮問(09.2.24)資料より作成】

(ウ) NTT東西の加入光ファイバの接続料の改定

① 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバには、分岐しないタイプのもの（シングルスター方式）と分岐するタイプのもの（シェアドアクセス方式）の二種類が存在するが、NTT東西における平成20年度から平成22年度までの加入光ファイバの接続料については将来原価方式により算定が行われ、次のとおり値下げされた。

光信号端末回線伝送機能の接続料

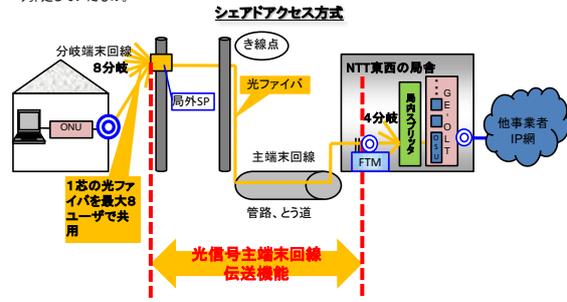
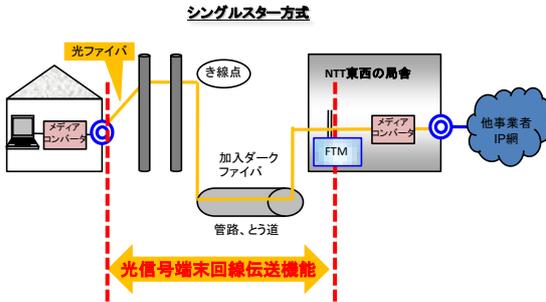
	～H20. 3	H20. 4～
NTT東日本	5, 074円	4, 610円
NTT西日本		4, 932円

※1芯当たりの月額料金。
 ※上記の他に、回線管理運営費(平成20年度:東69円、西89円(実績原価方式で算定))が必要。

光信号主端末回線伝送機能の接続料

	～H20. 3	H20. 4～
NTT東日本	5, 020円	4, 260円
NTT西日本	4, 987円	4, 522円

※1芯当たりの月額料金。
 ※局外スプリッタ(8分岐)は、NTT東西ともに、平成18年度までを算定期間とする将来原価方式により算定していたもの。



【出典：総務省報道資料「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する補正後の接続約款の変更の認可」(H20. 6. 24) をもとに作成】

② 分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定の検討

シェアドアクセス方式の主端末回線について、競争事業者からの要望を受け、F T T Hサービス提供コスト低廉化のため、シェアドアクセス方式の加入光ファイバについて「分岐端末回線単位」で接続料を設定することについて、情報通信審議会で検討された。その結果、F T T Hサービス提供コストを低廉化し競争促進を図る観点からは、まずは1芯当たりの加入光ファイバそのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的措置であるとされた。また、競争事業者間ではO S U共用の取組を積極的に進め、分岐端末回線単位での接続料設定については、改めて検討することとされた。

(I) 債権保全措置の検証

N T T東西による債権保全措置については、平成19年5月の情報通信審議会答申において、運用開始後2年間、定期的にN T T東西より報告を受け、その検証を行い、必要な場合には適切な措置を講じることとされている。

また、平成20年4月より開催された「電気通信サービス利用者懇談会」において、事業者間接続等に係る債権保全措置についても検討が行われ、平成21年2月に公表された報告書では、「運用次第では、健全に事業運営している相手先事業者に対して預託金等を求めることにもつながり、利用者利益に資するサービスへの投資を断念したり、サービ

スの継続自体が困難となるおそれを払拭できないなど、利用者利益の確保の観点から障害となり得る旨の指摘がある。」ことから、運用状況の注視と債権保全措置ガイドラインの見直しを含めた検討を行うことを求める提言がなされた。

第2章 今後の事業者間紛争の可能性

第1章で記載したとおり、我が国の電気通信分野は大きく変化しており、事業者間の紛争も、これまで委員会が扱ってきた事案がより複雑になった紛争、これまで扱ったことのない新たな紛争、さらには、委員会の現行の所掌事務の範囲を超える紛争が発生する可能性がある。

ここでは、委員会における事業者や事業者団体からのヒアリングや「電気通信事業者」相談窓口における相談業務などを通して浮かびあがった紛争のうち、今後、広く電気通信事業における事業者間紛争の「種」となる可能性があり、今後委員会としても注視していく必要があると考えられる紛争を取り上げる。

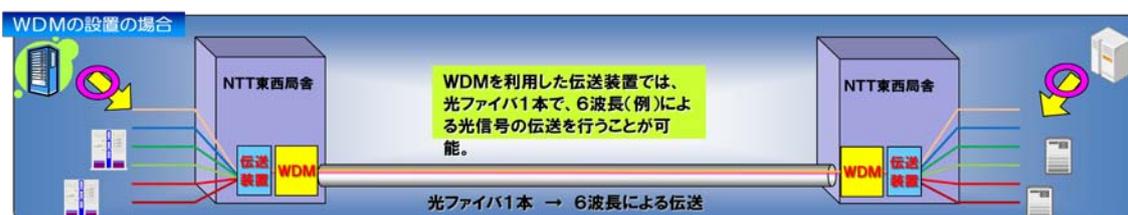
1 ダークファイバの利用に関する紛争

電気通信事業者がサービスを提供する際、設備の状況やコストの面でNTT東西が保有する中継ダークファイバを利用したいという需要は大きいものの、中継ダークファイバの空き芯線がない区間も多数存在する。特に、これから新たにブロードバンドサービスが開始されようという地域には空き芯線のない区間が多いと考えられる。

空き芯線がない区間であってもWDM（波長分割多重）装置を設置することで対応可能であることから、WDM装置の設置義務化やWDM既設区間の貸出しルールの整備を求める意見がある。一方、中継ダークファイバの空き芯線がない区間についてNTT東西が行うこととなっている代替手段の提案に対する要望が少ないこと等から、これらのルール整備に慎重な意見も存在するところである。

ダークファイバの空き芯線をめぐる紛争については、当委員会でも、平成16年に既に取り扱ったことがある（平成16年（争）第3号・第4号）。この事案では、WDM装置を設置して接続することを含め、接続の可否について、協議を行うこと、協議の際にはダークファイバの利用を求めた側がWDM装置の設置費用を負担する用意があることを踏まえ協議を行うこととの内容で合意に達した。

ダークファイバの空き芯線をめぐる紛争については、当委員会のヒアリングや相談業務でも多くの意見が寄せられていることから、今後も同様の紛争が発生する可能性があると考えられる（総合通信基盤局での検証について、第II部第1章、P29参照）。



2 事業者間接続等に係る債権保全措置に関する紛争

事業者間接続等に係る債権保全措置は、平成17年10月の平成電電株式会社の破綻により、事業者間接続等に係る債務が不履行となるリスクが顕在化したことを踏まえ、平成19年5月のNTT東西接続約款の変更認可により導入された制度である。

事業者間接続等に係る債務について支払がなされないときは、接続が停止されることがあること（NTT東西接続約款第60条）、担保すべき債務の額が、原則月額負担額の4ヶ月分¹と少額ではないことから、特に小規模な事業者にとっては負担となっているとの指摘がある。

委員会が行った関係者へのヒアリングや「電気通信事業者」相談窓口に寄せられた相談では、接続事業者が債権保全措置の基準を必ずしもよく理解していない、あるいは納得してないと思われる事例やこれまで支払いの遅延等がなかったにもかかわらず突然請求されたことに戸惑う事例が見られる。債権保全措置に関するトラブルが発生している一因には、担保を求める事業者の説明（事前の注意喚起、担保を求める理由の説明など）や担保を請求する場合のきめ細かな判断（支払実績の考慮など）が十分ではないことがあり、これらを改善することで解決できる事例もあると考えられる。

我が国の経済や通信業の業況も悪化する中で、今後債権保全措置の対象となる事例が増加する可能性もあり、この種の紛争には引き続き注意が必要である。（「電気通信サービス利用者懇談会」報告書での提言について、第Ⅱ部第1章、P32参照）

3 NGN等に関する紛争

NGNについては、平成20年度に第一種指定電気通信設備の指定、アンバンドルする機能の指定、接続料の決定などの一連の競争ルールが整備された（第Ⅱ部第1章、P24参照）。

しかしながら、NGNを使ったサービスの本格化に合わせ、改めて接続に関する検討が必要になると考えられる。例えば、今後のサービス展開の自由度を確保する必要があること等の観点から、NGNの機能のうち、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものにとどめられており²、この見直しが必要になる。NGNを利用した、多様なサービスや端末が開発されれば、現在のNGNのインターフェース公開で十分かという議論も行われる可能性がある。

さらに、将来的には、NTT東西のメタル線の撤去が課題となる。DSL事業者は、サービスを提供するに当たって、NTT東西のメタル線を利用してお

¹ 月額負担額を前払する等の理由を示し、それが合理的であると判断される場合は減額される

² 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（平成20年3月情報通信審議会答申）

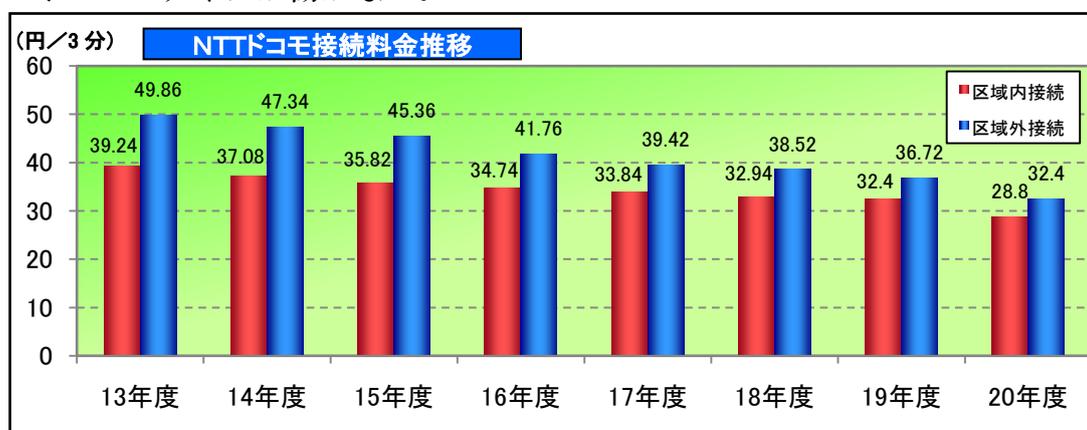
り、メタル線の撤去は経営上大きな影響を与える事項である。メタル線の撤去については、NTT東西の接続約款上、メタル線の撤去開始の原則4年前までに、情報提供がなされることとなっている。また、DSLに利用されているメタル線を撤去する場合には、利用者が、料金面、品質面等においてDSLサービスと同等又はそれ以上のサービスと考えられる光ファイバを使用した新たな代替サービス等を接続事業者が即座に提供可能となることが担保されている³。

しかし、実際のメタル線撤去については、平成20年5月にNTTグループは「PSTNユーザのマイグレーションについては、(中略)2010年度に概括的展望を公表」(NTTグループ中期経営戦略)と発表している段階であり、プロバイダーからは今後の見通しを懸念する意見もある。今後メタル線撤去の計画が示されれば、移行の具体的なスケジュールや代替サービスの提供条件に係る事業者間協議が行われるであろうが、その際、紛争に発展する可能性がある。

4 接続料に関する紛争

接続料に関する紛争としては、電気通信市場において、比重の高まっている携帯電話と光ファイバの接続料に関する紛争に注視していく必要があると考えられる。

携帯電話の接続料については、当委員会でも過去に複数の紛争事案を取り扱い、総務大臣に対して接続料金の算定の在り方について検討するように勧告を行っている。この問題の背景には、携帯電話の事業者間取引市場において競争が有効に機能しているかという問題がある。携帯電話事業は、電波の希少性等により新規参入が困難であるということに加え、携帯電話の接続料の値下げが直接トラヒック増につながらず、接続料の設定に競争が働きにくいという事情がある。仮に競争が機能していないとなると、携帯電話事業者に接続料値下げのインセンティブが働かない。



³ NTT 東日本及びNTT 西日本接続約款第61条第3項

NTT東西の光ファイバの接続料については、平成20年度から一定の値下げも行われた（第Ⅱ部第1章、P31参照）が、光ファイバの普及がやや減速していること、光ファイバ市場に占めるNTT東西のシェアが高まっていること等を考慮すると、接続料の水準が適正なものであることについて引き続き注意が必要である。

携帯電話との接続料や光ファイバに関する接続料の在り方は、今後の電気通信市場の公正競争や成長に大きく影響すると考えられ、同時にこれらをめぐる電気通信事業者間の紛争が発生する可能性がある。

5 無線ブロードバンド事業者の新規参入に関する紛争

平成20年度は、MVNOによるものを含め、多くの無線ブロードバンド事業者の参入があった（第Ⅱ部第1章、P20参照）。

MVNOとMNOとの間の紛争については、NTTドコモと日本通信との間の接続をめぐる事案以降、委員会で処理した事案はないが、MVNOが調達した端末の接続をめぐる、MVNOとMNO間で意見を異にすることもあったとされる。今後も多くのMVNOが参入し、今までにないサービスが提供されることも予想され、MNOとの間で新たな紛争が発生する可能性がある。

無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度は、平成20年4月の制度開始後、現時点のところ利用実績がないものの、モバイルWiMAX及び次世代PHSのサービスエリア拡大、3.9G移動通信システムの導入等が予定されており、これらに伴い、無線局の開設等に係る紛争が発生する可能性がある。

また、新規の無線ブロードバンド事業者が、サービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間が必要となる。委員会では、現在までのところ鉄塔等の設備共用やローミングに関する紛争を取り扱ったことはないものの、今後、新規参入事業者による鉄塔等の設備共用やローミングに関する紛争が発生する可能性がある。

6 レイヤー間紛争等、新たな紛争の可能性

今日の電気通信市場のサービス構造は、「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーに分けてとらえることができる。また、「伝送サービス」又は「コンテンツサービス」の間において、課金、認証、位置情報提供などの「プラットフォームサービス」が、電気通信市場の高度化の触媒として機能している。代表的な「プラットフォーム」サービスの例として携帯電話事業者が提供する課金、端末認証、ポータルサービスやNTT東西がNGNで提供する帯域制御機能や回線認証機能などをあげることができる。

委員会は、これらのレイヤーのうち、主に「伝送サービス」のレイヤーにおいて、電気通信事業法に基づき、電気通信事業者間の接続等に関する紛争処理を行っている。また、「伝送設備」のレイヤーにおいて、電波法に基づき、無

線局の開設等に伴う混信防止に関する紛争処理を行っている。

ところが、近年の技術の進歩やビジネスモデルの変化に伴い、今後これらのレイヤーやサービスをまたがる紛争が発生することが想定される。

例えば、

「コンテンツサービス」と「伝送サービス」間の紛争

- 特定のコンテンツプロバイダの動画サービスに対して、伝送サービス事業者が、理由や基準を明らかにせず一方的に帯域制限を課した。
- 伝送サービス事業者が、合理的な理由なく、特定のコンテンツプロバイダのコンテンツの取扱いを拒否した。

「プラットフォームサービス」と「コンテンツサービス」間の紛争

- 伝送サービス事業者が開発した位置情報提供機能を利用したサービスの提供に当たって、仕様の公開を特定のコンテンツプロバイダに限定した。
- プラットフォーム機能を提供する事業者が、利用者に対するコンテンツ紹介（番組宣伝、ポータルサイトの表示の順番等）に際して、合理的な理由なく、特定のコンテンツプロバイダのコンテンツを著しく不利に取り扱った。
- コンテンツプロバイダに対して認証や課金機能等のプラットフォーム機能を提供する事業者が、当該業務に関して知り得たコンテンツプロバイダの顧客情報等を流用して、自ら同様のサービスを開始した。

これらの紛争は、現在、委員会の対象となる紛争ではなく、また、必ずしも実態が明らかになっていない⁴。しかしながら、「伝送設備」や「伝送サービス」が高度化する中で、コンテンツサービスやそれを支援するプラットフォームサービスがより重要な役割を果たすと考えられることから、委員会としてこれらの紛争についても注視していくことが必要である。

⁴ コンテンツプロバイダと電気通信事業者間との紛争の相談のため、平成21年2月に総合通信基盤局内に「コンテンツプロバイダ等相談センター」が開設され、そこでの相談事例については、委員会の所掌事務の見直しにも活用されることになっている。

第3章 委員会の所掌事務の拡大の検討

電気通信分野は、技術進歩やビジネスモデルの盛衰が激しい分野であることから、制度の見直しが不断に行われている。事業者間の紛争についても、第2章で見たとおり、レイヤー間の紛争など、新たな類型の紛争が発生しつつあり、総務省では従前よりこれらの紛争の処理の在り方について検討を行っている。

ここでは、これらの検討の状況について概観する。

1 平成19年度までの検討状況

平成18年9月に総務省が公表した「新競争促進プログラム2010」においては、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案や土地等の使用に係る紛争事案について、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、所要の制度整備を行うとされている。

また、平成19年9月に公表した「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書」においては、通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案について、委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非を含め、裁判外紛争処理制度（ADR）の活用について検討することが望ましいとされている。

さらに、平成20年3月に公表した「有線放送による放送の再送信に関する研究会最終とりまとめ」においては、有線放送による放送の再送信に係る紛争に関し、総務大臣による裁定の制度に加え、新たな紛争解決の手段として、当事者間の自主性に配慮したあっせん及び当事者双方の合意に基づき申請される仲裁の制度を設けることも有意義であると考えられるとした上で、紛争処理のスキームの在り方について今後中期的に検討されることが適当であるとしている。

◎新競争促進プログラム2010（抜粋）

（平成18年9月19日総務省公表、平成19年10月23日改定）

2. 具体的施策

(9) 紛争処理機能の強化

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、ブロードバンド市場における迅速かつ円滑な紛争処理を確保するため、紛争処理機能の強化を図る。

（中略）

また、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

◎ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書（抜粋）

（平成19年9月20日総務省公表）

第2章 ネットワークのコスト負担の公平性

3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題

4) 帯域制御に関する政策対応の方向性

4-2) 紛争処理機能の強化

コンテンツを提供している事業者からは、本懇談会において、一部の特定のISP等が不当な帯域制御を行っていることが懸念される旨の主張がなされた¹⁷。こうした事案については、あくまで一般論として考えれば、通信事業者による不当な差別的取扱いにより、ブロードバンド市場の健全な発展を阻害する可能性も一概に否定できない。

通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案については、現行制度上は事業者間において解決されることが基本であるが、こうした紛争事案が今後増加することが想定され、かつこうした紛争事案を個別に解決に導くことによってインターネットの供給能力の有効活用が図られることが期待される。

このため、電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非も含め、裁判外紛争処理制度（ADR: Alternative Dispute Resolution）の活用について検討することが望ましいと考えられるところであり、行政当局においては07年度中を目途にこうした仕組みについて関係事業者等の意見等を踏まえつつ検討を行い、速やかに措置することが適当である。

この場合、電気通信事業法の枠組みを踏まえ、通信事業者が上位レイヤーの事業者を差別的に取り扱うことにより電気通信の健全な発展が阻害されていないか等の観点から、具体的な制度設計が行われることが求められる。また、その際は公正競争にかかる規範（制度運用方針）の明確化が求められる。

¹⁷ USEN 社は、同社が提供する動画配信サービスに係るサーバー及びネットワークについて十分な供給能力を用意しているにもかかわらず、視聴不具合がADSL 回線とFTTH 回線の別を問わず、同程度発生しており、ISP 別に最大で44%、最小で26%の不具合が発生している点を挙げている。この点、同社は、「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」（06年9月報告書）においても、提出意見の中で「当社が行っているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザーからの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。」と主張している。

これに対し、JAIPA（日本インターネットプロバイダー協会）は、「当協会で調べた限りでは、ISP でUSEN 社の主張のように、同社に対して意図的に通信帯域の制限を行なっているところは見つか」らず、「これはインターネットにおけるルーティングの結果、途中経路などの問題でルートにより速度の違いが生じたものと想像」するとしている。

◎有線放送による放送の再送信に関する研究会 最終とりまとめ（抜粋）

（平成20年3月19日総務省公表）

第Ⅱ部 対応の方向性

2 課題に関する対応の方向性

(6) 中期的な課題

② 新たな紛争解決の手段

現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備（誠実対応義務等）について検討すべきである。

また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会⁶³が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの方法と考えられる。この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当である。

⁶³ 電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、「あっせん」「仲裁」を専門的に取り扱うとともに、総務大臣の「裁定」に関する諮問への答申等を行う電気通信事業紛争処理委員会を2001（平成13）年11月30日に総務省に設置。

2 平成20年度における検討状況

(1) 通信・放送の総合的な法体系に関する検討

通信と放送に関する総合的な法体系について、平成22年の通常国会に法案を提出するため、平成20年2月にその在り方について、総務大臣より、情報通信審議会に諮問がなされた。

諮問を受けた情報通信審議会では、情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」を設置し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方の検討を開始した。平成20年6月の「中間論点整理」の公表及び意見募集¹、同年9月以降の関係事業者等からのヒアリング等を経て、同年12月に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ」が作成された。

検討アジェンダでは、技術進歩や競争環境の変化を踏まえ、従来のサービスの態様ごとに規律の体系を構築する「縦割り型」規律から「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改めることとされた。

紛争処理については、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象を、情報通信サービス全般における事業者間紛争に拡大する方向で検討することとされている。

情報通信審議会では、平成21年12月頃に本件諮問に対する答申を行う予定である。

◎通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ（抜粋）

（平成20年12月 通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会公表）

6. レイヤー間の規律

(1) 紛争処理

異なるレイヤーに属する事業者間の連携を促進する観点から、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁について、レイヤー間の紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争へと対象を拡大する方向で検討する。

¹ 平成20年6月～7月に実施された「中間論点整理」に対する意見募集において、レイヤー間の紛争処理について、現行の所掌事務をレイヤー間の紛争処理に拡大するべきとの意見がある一方、「レイヤーの異なる事業者間の紛争の解決は、基本的に事業者間の協議にゆだねるべきである」旨の意見が複数の地上放送事業者から提出されている。

(2) 電気通信サービス利用者懇談会

電気通信サービス利用者懇談会は、利用者の視点に立って利用者利益の確保・向上を図る観点から、利用者保護のための基本的なルールの内実や、具体的な施策展開の内実について検討を行うため、平成20年4月から8回の会合を重ね、同年12月から本年1月の意見募集²を経て、本年2月に報告書を公表した。

報告書では、利用者保護のため、契約締結前の利用者向け情報提供の内実、契約締結時の説明義務等の内実、契約締結後の対応の内実、苦情処理・相談体制の内実、紛争処理機能の内実、電気通信事業者の市場退出に係る利用者利益の確保・向上の内実等について、対応策の提言がなされている。

このうち、苦情処理・相談体制については、電気通信事業者の既存の苦情処理・相談体制を大幅に強化した上で、なお解決されない事案について、業

² 平成20年12月に実施された報告書（案）に対する意見募集の結果、次のとおり、委員会の所掌事務の拡大に関し意見が提出され、それぞれの意見に対し総務省から考え方が示されている。

意見の概要	考え方の概要
「新競争促進プログラム2010」では、電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案について、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行うとの方針が示されています。 本報告書（案）においては電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争事案のみとなっているため、その他の事案も含め対処がなされるよう検討を進めるべき。	本懇談会は、利用者の観点から検討を行ったものですが、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の検討に当たっては、「新競争促進プログラム2010」に記されているとおり、土地等（電柱・管路などを含む）の使用に係る紛争事案を含めて検討が行われるものと考えられます。
電気通信事業法の枠外の案件（一般の商取引に該当する案件）については、当事者間での協議を優先すべきであり、電気通信事業紛争処理委員会が扱う紛争の範囲については、現行法に規定されているとおり、あくまで電気通信事業者間の紛争に止めるべき。	本懇談会の提言は、当事者間の協議を否定するものではなく、紛争解決の選択肢の多様化を図ろうとするものであり、当事者間の協議に加えて、電気通信事業紛争処理委員会の機能の活用を検討しようとするものです。
電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供しているものとの間に交渉力の格差があるとは一概には言えない。	本懇談会において、交渉力の格差が見られる場合がある旨の意見が出されたものであり、また、脚注のような事例（GPSの仕様の公開を一部のコンテンツプロバイダに限定）が見られるところです。

界団体等が裁判外紛争処理制度（ADR：Alternative Dispute Resolution）を設置する動きが出てくることを期待することが適当とされた。また、消費生活センターのあっせん機能や独立行政法人国民生活センターの和解の仲介及び仲裁機能も活用することが適当とされた。

事業者間の紛争処理については、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の拡大と、これが一層有効に機能するための条件整備を検討していくことが必要であるとされている。

◎電気通信サービス利用者懇談会報告書（抜粋）

（平成 21 年 2 月 10 日 総務省公表）

6 紛争処理機能の在り方

(2) 電気通信事業紛争処理委員会の機能等

電気通信分野では、事前規制から事後規制へと移行する中、電気通信事業者間の紛争等を円滑に解決する観点から、ADRを専門的に行う「電気通信事業紛争処理委員会」において、電気通信事業者間等のあっせん、仲裁を行うとともに、総務大臣の裁定案に係る審議・答申等を行っている。

現在、電気通信事業紛争処理委員会の行うあっせん・仲裁制度は、電気通信事業者間及び無線局を開設等しようとする者と既存の無線局免許人間の紛争のみを対象としている。

しかしながら、今日、電気通信事業者以外にも多数の者が、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供しているが、これらの者に設備を供している電気通信事業者の電気通信役務の提供条件等が、利用者の受けるサービス水準に影響を与えていることは否定できない³⁷。一の電気通信事業者の設備を用いることに対して、利用者の観点からすれば、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の活用を、電気通信事業者相互間と、それ以外（電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者との間）とで差を設ける理由に乏しいと考えられる。また、電気通信事業者と、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者との間では交渉力の格差がある。このため、利用者の利便に資するために、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化と、これが一層有効に機能するための条件整備を検討していくことが必要である。

また、電気通信事業者の設備を用いて一般の利用者に対してサービスを提供している者が、電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件等について紛争があった場合に相談する窓口が必ずしも明らかでないことから、総務省においては、これらの者に対する相談窓口の充実を図り、コンタクトポイントの明確化を図ることが必要である。これによって、上記の電気通信事業紛争処理委員会に係る検討にも資すると考えられる。

³⁷ 例えば、一部の電気通信事業者がコンテンツプロバイダにGPSの仕様を公開しないため、当該電気通信事業者が提供するGPSルート案内サービスを提供するのは、同者と契約しているコンテンツプロバイダのみとなり、利用者の選択肢が限定されるような事案が想定される。

(3) 情報通信審議会 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方の見直し

近年、携帯電話がビジネス・日常生活上の基礎的インフラとしてますます重要な役割を果たしてきていることや光ファイバ（F T T H）の契約数がA D S Lの契約数を追い抜いたこと、コンテンツ配信事業者やこれらの者に対して認証・課金機能を提供する事業者の登場など、電気通信事業をめぐる市場環境は大きく変化している。このような変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境を維持・確保する観点から、接続ルールの在り方について検討を行うため、平成21年1月から、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」が実施された。

同提案募集では、電気通信事業者と通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者間の紛争事案を電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるかという論点について、提案が募集された。

◎電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集（抜粋）

（2009年1月9日 総務省発表）

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

(2) 紛争処理機能の強化等

通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者等は、電気通信設備を用いているが、電気通信回線設備は設置せずに事業を行っている者が多いと考えられる。電気通信事業法上、これらの者は、電気通信事業を営んでいるものの、登録・届出は不要（≠電気通信事業者）であり、同法の適用除外の位置付け（法第164条第1項第3号）とされている。ただし、これらの事業者については、例外的に、検閲の禁止（法第3条）・通信の秘密（法第4条）の規定が課されるほか、ドミナント事業者（禁止行為等規定適用事業者：NTT東西とNTTドコモ）による業務への不当な規律・干渉の禁止（法第30条第3項第3号）規定で保護される対象とされている。

1) 電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業法に基づき、原則、当事者がともに電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされているため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じても、同委員会の紛争処理の対象とはならない。IP化の進展等に伴い、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、今後、これらの市場との関係でも接続等に関する紛争事案が増加すると考えられることを踏まえ、迅速かつ円滑な紛争処理を確保する観点から、電気通信事業者とこれらの事業者間の紛争事案を同委員会の紛争処理機能の対象とすることについてどのように考えるか。

2) 電気通信事業は営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者について、今後、通信プラットフォーム市場・

コンテンツ配信市場の拡大が見込まれる中で、電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、電気通信事業法に関して検討すべき課題はあるか。

3) その他、紛争処理機能の強化等について検討すべき事項はあるか。

提案募集に対し、電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業者に該当しないプラットフォーム事業者等は、紛争処理機能の対象とすべきとの意見がある一方、電気通信事業者に該当しない事業者に関する紛争事案は、現行の一般的な紛争処理手段を用いて解決することを原則とすべきとの意見もあった。また、紛争処理の対象範囲を広げるに当たり、どこまで拡大するか等の基準の明確化や法の適用範囲の整理等が必要との意見が出されている。

提案募集の結果を踏まえ、総務省は、平成21年2月24日に情報通信審議会に対し、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について諮問を行った。情報通信審議会では、今後事業者ヒアリング等を経て、本年9月に答申を行う予定である（第1章P30参照）。